

瑞穂町議会委員会条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条から第4条の2 略 (特別委員会の設置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>特別委員</u>の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>3 <u>特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> (委員の選任)</p> <p>第6条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)</u>は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>第7条から第11条 略</p> <p>第2章 会議及び規律</p> <p>第12条 略 (開会の特例)</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条から第4条の2 略 (特別委員会の設置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>特別委員会の委員</u>の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条</p> <p>略</p> <p>2 <u>常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。</u></p> <p>3 <u>特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>4 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)</u>は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>第7条から第11条 略</p> <p>第2章 会議及び規律</p> <p>第12条 略</p>

第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第13条から第16条 略

(秘密会)

第17条 委員会(第12条の2(開会の特例)第1項の規定により開会するものを除く。)は、その議決で秘密会とすることができる。

2 略

第18条及び第19条 略

第3章 公聴会

第20条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第21条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出

第13条から第16条 略

(秘密会)

第17条 委員会\_\_\_\_\_は、  
\_\_\_\_\_は、その議決で秘密会とすることができる。

2 略

第18条及び第19条 略

第3章 公聴会

第20条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第21条 略

力装置を含む。以下この項において同じ。)  
とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条(代理人又は文書等による意見の陳述)において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第22条から第24条 略

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 略

第5章 記録

(記録)

第26条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第6章 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第22条から第24条 略

(代理人又は文書による意見の陳述)

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で  
\_\_\_\_\_意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 略

第5章 記録

(記録)

第26条 略

2 略

第6章 略